

業者負担光熱水費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況								
<p>門真なみはや高等学校</p>	<p>体育館競技場空調設備工事について、工事業者が使用したガス料金について負担を求めていたが、当該ガス料金の徴収に当たり、学校の「一般」の使用量及び料金に基づき算出すべきところ、「一般」に「小型空調」を加えた使用量及び料金に基づき算出したため、業者からの負担金を過大に徴収していた。</p> <p>(正) (一般の料金 / 一般の使用量) × 工事業者のガス使用量</p> <p>(誤) ((一般の料金 + 小型空調の料金) / (一般の使用量 + 小型空調の使用量)) × 工事業者のガス使用量</p> <table border="1" data-bbox="507 772 1359 1003"> <thead> <tr> <th>工事期間</th> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年10月19日から 令和5年2月10日まで</td> <td>8,008円</td> <td>7,969円</td> <td>39円</td> </tr> </tbody> </table>	工事期間	誤 (既収納額)	正	超過額	令和4年10月19日から 令和5年2月10日まで	8,008円	7,969円	39円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>過大に徴収した負担金については、戻出処理を行い工事業者に返金した。</p> <p>検出事項の原因は、担当者及び決裁者の確認不足にある。</p> <p>再発防止に向けて、事務職員に対して業者負担光熱水費の算出について、算定根拠の確認を確実にを行うよう周知を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>
工事期間	誤 (既収納額)	正	超過額								
令和4年10月19日から 令和5年2月10日まで	8,008円	7,969円	39円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月25日）